

日本弁護士連合会第63回定期総会報告

2012年5月25日(金) 於・iichiko 総合文化センター

日本弁護士連合会第63回定期総会は、2012年5月25日(金)午後0時30分から、大分県大分市のiichiko 総合文化センターにおいて開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席472名、代理出席6,492名、弁護士会出席48名の合計7,012名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席4名の合計4名であった。

総会は、荒中事務総長の司会で午後0時30分から始められた。なお、本日の総会が公開となっていることから、マスメディアから傍聴の希望があり、写真撮影及び冒頭の会長挨拶までのテレビカメラによる撮影があること、写真撮影についてはプライバシー保護と円滑な進行のため発言者等の姿をみだりに撮影しないよう協力を要請していることが説明された。

山岸憲司会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

本日は、全国から多数の会員に、当番弁護士の発祥の地として知られる大分県で開催する総会に出席いただき、感謝申し上げます。この度の会長選挙では、史上初の再選挙、3度にわたる投票と全国の会員に御心配と御迷惑をおかけした。この場を借りて改めてお詫びする。この間、荒事務総長共々、宇都宮健児前会長と海渡雄一前事務総長から休日返上で会務の引継ぎを受け、両名には今後も御協力いただけることになっている。会務を停滞させることがないように、また、市民のため、会員のために成果を挙げていくように努めていく。副会長、事務次長、職員とともに、この困難な時代に立ち向かい未来を切り拓くべく鋭意取り組んでいくので、よろしく願い申し上げます。

本日の定期総会では、会務報告と9件の議案を予定している。いずれも重要な課題であるが、円滑な審議をお願いしたい。本日は、私が日弁連会長に就任して初めての総会であり、本年度執行部の会務執行方針を申し上げるべきところであるが、5月9日の就任から間もないことなどから、簡潔に申し上げて挨拶に代えたい。

まず、最優先で取り組むべき課題として、東日本大震災・原子力発電所事故の被災者・被害者に対する支援と被災地の復興に向けた取組を行う。震災発生から1年以上が経過したが、未だ復興への道のりは険しく、避難を余儀なくされている被災者・被害者も少なくない。復興を目指す東北の地から就任された荒事務総長とともに、引き続き被災者・被害者に寄り添った支援、被災地復興に取り組む、新しい制度を円滑に機能させ、具体的に成果を出していきたい。

また、特に若手会員を中心に生じている閉塞感を解消するために法的ニーズの創設や研修、チューター制度などのフォロー体制の充実を図り、若手法曹が前向きに職務にあたるような体制を作っていく。志ある若者が、魅力ある仕事として、弁護士を目指してくれるように弁護士の活動領域を拡大していく。そして、経済的理由により法曹への道を断念することがないように給付制の奨学金制度の充実、司法修習給費制の復活などを目指し、地域適正配置を十分に配慮しつつも法科大学院の統廃合と定員削減などを実現していかなければならない。

今回の選挙や日弁連が置かれている現状などから、なるまでもいばらの道、なってからもいばらの道と言われるが、その覚悟の上で就任した。職域の拡大、業務の拡大にしっかりと取り組むとともに、弁護士人口増のスピードダウンを図る。同時に、法科大学院の現状を直視して改革を図る。理念を忘れず、ぶれることなく進み、現実を見据えて軌道修正を図るところは柔軟に図る。そして、過疎・偏在問題の解消や支部における裁判所機能の充実などの司法基盤整備、実現段階に向かいつつある取調べの可視化の実現、全面的国選付添人の制度の実現、被疑者国選弁護の対象事件の拡大、裁判員裁判制度の改革、民事司法改革の実現など、文字どおり山積している数々の課題に取り組んでいきたい。内外から厳しい批判を受けたり、テーマによっては内向きの議論と言われることがあるかもしれないが、それらを乗り越える説得力ある議論をしながら常在戦場の精神で進んでいきたい。会員の皆様の英知と力の結集がなければ突き進むことができない。各地の皆様の御意見を十分に承り、力をお借りしながら、会務を遂行していきたい。御支援、御協力をお願いしたい。

続いて正副議長の選任手続がなされ、山岸会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、加藤真美会員（第二東京）から選挙によらず会長が指名する方法で議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、山岸会長が動議を議場に諮ったところ賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、山岸会長は、議長として岩崎哲朗会員（大分県）、副議長として若松巖会員（東京）及び原田直子会員（福岡県）をそれぞれ指名し、正副議長から就任の挨拶があった。

議事規程第5条に基づき、山岸会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、古川史高会員（東京）、前田俊房会員（第一東京）及び新穂均会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る前に、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣した。また、議案の朗読を省略したい旨を議長に図り、異議

なく承認された。

[報告事項] 平成 2 3 年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成 2 3 年度会務報告の件」を議題に供した。

斎藤義房副会長から、「平成 2 3 年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

詳細については、平成 2 3 年度会務報告書を御覧いただきたい。なお、宣言・決議案において御議論いただくこととなる東日本大震災被災者・原発事故被害者の支援などの各取組については、宣言・決議案の討議に譲り、ここでは司法修習給費制存続、法曹人口問題、男女共同参画の 3 点の取組に絞って報告する。

まず、給費制存続に向けた取組であるが、御承知のとおり、日弁連は、対策本部を立ち上げて給費制維持の運動を展開し、一昨年 1 1 月の臨時国会では貸与制の 1 年延期を勝ち取ることができた。しかし、その後昨年 5 月から始まった政府の法曹養成フォーラムでは、貸与制への移行を基本とする第 1 次取りまとめがなされた。このような状況下でも、日弁連は、全国各地の弁護士会や市民連絡会、ビギナーズネットとともに、日比谷野外音楽堂での決起集会やパレード、宣伝活動、国会議員要請などを行い、給費制存続を求める取組を続けた結果、本年 4 月 2 0 日に、民主、自民、公明 3 党による裁判所法改正の修正合意が成立している。残念ながら同改正案では、給費制の復活は実現しないが、閣議決定に基づく新たな合議制組織で法曹養成制度全般を検討し、1 年以内に結論を得て必要な措置を講ずるとされている。また、司法修習生に対する経済的支援の観点が法文に盛り込まれるので、今後の運動の重要な足がかりになる。日弁連執行部は、引き続き給費制の再開を目指す運動に取り組む所存である。

次に、法曹人口問題への取組であるが、この問題については、法曹人口政策会議で日弁連の基本政策について精力的な意見交換が積み重ねられ、各意見照会を経て本年 3 月の理事会で法曹人口政策に関する提言が取りまとめられた。この提言は、司法試験合格者数をまず 1 , 5 0 0 人にまで減員し、さらなる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきとしている。日弁連執行部としては、この提言の実現に向けて全力を尽くす所存である。

最後に、男女共同参画に向けた取組について報告する。日弁連男女共同参画施策基本大綱において、施策の実施状況に関する年次報告を定期総会で行うとされている。日弁連の男女共同参画推進基本計画には、平成 2 2 年度までに女性が 1 人もいない委員会をゼロにする目標があるが、平成 2 3 年度において女性が 1 人もいない委員会が 8 委員会ある。また、各委員会の正副委員長に占める女性会員の割合を平成 2 4 年度までに 1 0 % を目標に

増やすとあるが、これも残念ながら未達成である。日弁連理事者に占める女性の割合についても、平成24年度までに10%を目標に増加が期待されるところ、本年度ははじめて女性の副会長2名が就任し、目標を超える14%を達成したが、理事は71名のうち女性が5名で7%にとどまる。計画達成のためには積極的な是正措置が必要な状況にある。

報告は、以上であるが、この1年間全国各地において、日弁連の取組を支えていただいた会員各位に改めて心より御礼を申し上げるとともに、引き続き本年度の日弁連執行部に対しても御協力賜りたく、心よりお願い申し上げます。会務報告とする。

議長は、平成23年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後一括して行う旨を宣した。

【第1号議案】 平成23年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成23年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供した。

木津川迪治平成23年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

最初に一般会計の収支計算について説明する。議案書を御覧いただきたい。なお、1万円未満の読み上げを省略する。事業活動の収入は50億8,943万円、支出は事業活動支出48億3,438万円とその他の合計48億4,027万円である。平成23年度は、当初予算では5億2,012万円の赤字であったが、結果として、一般会計2億4,916万円の黒字となった。

これは、収入について予算を控えめに組んでいたため、ほとんどの科目で予算を超えた収入となり、会長選挙納付金収入1,800万円を含む雑収入、研修受講料収入などが大幅な収入増となったことによる。他方、支出については、常置委員会、特別委員会で平成22年度の予算額でシーリングして、また各5年間の決算の平均なども勘案しながら、多くの委員会の要望額を大分削らせていただいたのだが、結局、支出は、平成22年度と同程度であり2億8,247万円の予算残となった。事業についても、9億円の予算に対して7億4,641万円の決算となり、1億5,358万円の予算残となった。この結果、当期繰越差額は、前述のとおり2億4,916万円となり、前期繰越金11億7,875万円と合計して14億2,792万円が次期繰越金である。なお、未収金は、会計を3月末で締めていることによるもので、4月以降月ずれで入金となっている。委員会費用のうち、支出超過となっている部分は、あらかじめ承認を受けている大科目内の流用によって処理されている。委員会支出に占める会議旅費、宿泊費の割合は概ね各委員会65%である。なお、各委員会の平均出席率35%で予算を組んでいるため、出席率がよい委員会は赤字となることがある。

平成23年度執行部では、特にテレビ会議の出席を勧めることはしなかったが、テレビ

会議の利用が増えており、支出抑制にプラスに働いていると思われる。ただ、現在日弁連で使用しているテレビ会議システムは使い勝手が悪く、今後はもう少し改良したらよいのではないかというのが私の感想としてある。

次に、特別会計のうち主なものについて説明する。退職金会計は、弁護士職員を含む全職員が、一度に自己都合の退職をした場合に支払われる退職金を引き当てしておく必要があるという会計の原則に基づき対処している。平成14年から、毎年1億5,000万円を繰り入れており、本年度も1億5,000万円を予算どおりに繰り入れたところ、実際に支払われた退職金の額が8,582万円であり、その差額分が引当となっている。会館特別会計は、一般会費の中から1人あたり1,500円を毎月繰り入れており、平成23年度の収入は5億3,176万円である。支出は支出項目の記載のとおりである。この中に会館敷地使用料3,121万円というものがあるが、これは法務省から平成22年度に2,000万円の大規模な値上げを要求され、さらに本年度も1,000万円の値上げ要求された結果、7,700万円余だった会館敷地使用料が1億1,410万まで一挙に2年間で値上がりする事態になったが、日弁連及び東京三弁護士会の地代委員会を新たに組織替えして東京都及び法務省と鋭意交渉した結果、平成24年度からは平成21年度とほぼ同じ金額の7,900万円余の地代に収めることができたので、本年度の予算の中ではだいぶ低い金額になっていると思われる。会館特別会計については、平成23年度の収支差額が3億5,149万円であり、次期繰越額は45億7,389万円である。災害復興支援特別会計は、一般会計からの繰入れ3億円と義捐金9,200万円が主な収入であり、収入は3億9,201万円である。支出のうち、義捐金については、理事会の決議により前年度の義捐金3,432万円を含めて被災地弁護士会に対する支援金3,524万円、日本赤十字社に対する寄付金4,471万円とし、その他の9,018万円は日弁連の支援活動費とした。その結果、平成24年度への繰越金額は2億9,984万円となっている。ひまわり基金特別会計は、事業活動の収入が特別会費月額700円による合計2億4,670万円であり、事業費支出の合計が2億4,055万円である。事業活動費差額支出は614万円である。この他貸付金の返済による入金、貸付免除による支出などにより2,186万の収支差額があり、合計当期収支差額は2,801万円、次期繰越額は7億7,808万円となった。同特別会費の徴収期限は平成25年3月である。法律援助基金会計は、月額1,300円の特別会費、贖罪寄付及び一般会計からの繰入金1億円が収入であり、当期の合計収入が6億3,358万円であった。支出がだいぶ予算を下回って4億2,431万円にとどまり2億926万円の予算残となった。その結果、次期繰越額は3億4,542万円である。この法律援助基金会計から犯罪被害者法律援助基金会計及び難民認定法律援助基金会計にそれぞれ繰入れをしている。少年・刑事財政基金会計は、月額4,200円の特別会費による当期の事業活動収入が14億8,104万、事業活動支出が13億8,838万円、収支差額が9,266万円、次期繰越差額が3億7,435万円である。少年保護事件付添援助委託費は約8億円を超えているが、全面的付添国選化が図られ

れば直ちに特別会費の減額ができる。多くの国会議員にかなりの理解を得られている状況であり、あと一歩というところに来ているので、何とかこれを実現していきたい。

正味資産の増減については、平成23年度では合計9億6,614万円が増加し、この結果、日弁連の固定資産等含めた正味資産は119億692万円となった。

以上の一般会計・特別会計の決算については、平成24年4月10日に平成23年度の経理委員会の承認を得て、同年4月11日に平成23年度監事の監査を経て5月1日に理事会の承認を得たことを併せて報告する。

なお、決算報告ではないが、特別会計の名称変更について報告する。平成24年4月1日から「弁護士業務妨害対策特別会計」を「弁護士業務妨害対策・坂本弁護士基金特別会計」と名称変更した。同特別会計が特別会計の統廃合の対象にならないように、坂本弁護士の支援活動のお金が日弁連に寄付されたという経緯を明らかにするために名称を変更した。

続いて、議長は、平成23年度監事に監査報告を求め、長尾亮平成23年度監事から、帳簿書類並びに証票書類を検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて検査した結果、平成23年度に属する一般会計並びに特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状態を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

安永宏会員（佐賀県） 「一般会計の会費収入の点について質問する。平成23年度会費収入として46億5,900万円が予定され、決算額が46億6,900万円となっているが、気になるのは会費未収金が5億5,850万円ほどあることである。要するに全会費収入の1割以上の未収があることになる。日弁連の収入がほとんど全会員からの会費に頼っていることを考えると非常に由々しき問題だと思う。原因は何か、また、どんな対策をお考えなのかを、お尋ねいたしたい。」

木津川迪洽平成23年度経理委員長 「会費を含めて日弁連の会計は3月末で締め切っているため、翌月の入金分は、月ずれとして未収として処理せざるを得ないので、未収金が生じる。先述のとおり、月が変わっておおむねのものは入金になっている。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

[第2号議案] 平成24年度(一般会計・特別会計)予算議決の件

[第3号議案] 平成25年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成24年度(一般会計・特別会計)予算議決の件」及び第3号議案「平成25年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨を提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供した。なお、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

樋口一夫副会長から、第2号議案「平成24年度(一般会計・特別会計)予算議決の件」及び第3号議案「平成25年度(一般会計・特別会計)4・5月分暫定予算議決の件」について、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

まず予算編成の基本方針から説明する。平成24年度の予算編成は、東日本大震災と原子力発電所事故による広範かつ深刻な被害について、引き続き、対策本部を立ち上げて義捐金、復興支援などの充実に邁進し、二重ローン問題や原子力損害賠償紛争解決センターの設置、相続税放棄など多くの問題について重要課題として取り組むことを中心に予算を編成している。また、えん罪防止などの刑事司法の抜本改革、裁判員制度3年後の見直し、全国的国選付添制度の実現、司法修習生の給費制制度の存続、法曹養成人口問題、法曹養成問題、弁護士過疎その他の重要課題につき、引き続き重要課題として取り組む。また、貧困者高齢者対策、国際人権問題、消費者問題、男女共同参画問題、犯罪被害者支援などの取組も予定している。なお、若手法曹に対する支援の充実にしても引き続き重要課題として取り組む予定である。

具体的な予算配分については、事業活動収支計52億6,663万円を見込み、これに前期繰越金14億2,792万円を合計して総額66億円の予算規模としている。支出については、会議費等について前年度から456万円を増額計上したほか、本年度の特徴としてこの予算案の作成の段階で日弁連会長選挙中であったことから、就任された会長と相談して新たな方向性を盛り込むために予備経費というものを新設して1億円を計上している。その結果、一般会計の支出額は、事業費支出52億5,252万円、その他通常の予備費などを合計して全体で53億6,452万円となる。

平成24年度の予算としては、9,789万円の赤字予算であり、次期繰越見込みは、約13億3,000万円となる。予算編成にあたり考慮した点として、会費収入について平成24年度登録予定の65期を1,805名と予想して2億2,410万円の増額を見込み、登録料収入も同様に9,658万円を計上している。委員会支出については、重点課題に関する本部等に2,000万円から5,000万円の範囲内で大型の予算配分をしている。また、研修センター事業費を設けて、弁護士のスキルアップその他を目標として約1億500万円を別途計上している。また、本年4月段階の費用として会長選挙費用が

あり、これを平成24年度分として1,150万円計上している。会館特別会計については、一般会計から一人あたり1,500円を繰り入れており、平成24年度も5億5,390万円の繰入れとしている。先ほど説明があったように地代の関係が国等との折衝によって合理的な金額に整備されたことから地代の負担額について約2,200万円に減額計上した。災害復興支援基金特別会計では、被災地で活動する会員への義捐金その他の費用として1億3,000万円を予定している。日弁連ひまわり基金会計では月額700円の特別会費収入を見込み前年度と同様に2億5,552万円を計上しているが、本年度に特別会費の徴収期限を迎えることから、本年12月の臨時総会で議論していただくこととなる。

次に、平成25年度（一般会計・特別会計）の4月・5月分の暫定予算案についてであるが、従前の例により、便宜上、平成24年度予算案の12分の2に相当する金額を予算案として計上している。最後に、会計規則第6条に「定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができる」と規定されており、本年度もかかる流用について御承認をいただきたい。

議長は、第2号議案及び第3号議案について一括して質疑に入る旨を宣した。

高木茂会員（福岡県） 「予算と決算というのは収入と支出のバランスが大事だが、はじめから堂々と9,789万円、つまり約1億円の赤字を平気で予算にあげるという神経はいかがなものか。前年度も赤字をさしたけれどもまい具合にいきましたと、何か綱渡りを見ているような状況で、本来、予算はきちっとバランスをとった上で、たまたま赤字になったり黒字になったりするもので、最初から平気で1億円の赤字を計上するというのは、どうのお考えか説明していただきたい。もう一点は、先ほど3月末で会計を切ったから未収が出たとの説明だったが、今日は5月25日であるから、4月末までの1か月で5億円の未収金がいくらであるというのが親切的な説明であって、3月30日で切ったから未収があると、そんな木で鼻を括ったような説明はないと思う。」

樋口副会長 「1点目は、木津川元副会長から説明があったが、委員会の出席率など65%くらいの設定をしなければならず、実際の出席率が上下することもあるので、このくらいの赤字予算とならざるを得ない。特に旅費を中心として予算との出入りが大きいので例年こういう形で予算を組ませていただいている。2点目は、弁護士会費は2か月以内に送金することになっているので、3月末のものは現段階ではまだ集計ができていない。ただ、先ほど申し上げたとおり、入金がないという状況ではないので御了解をお願いしたい。」

高木会員（福岡県） 「今の答弁は、説明になっていない。まず、委員会出席を50%と見込んだなら50%で計算して予算を立てればよいわけで、それが70%出席すれば赤

字になるし、30%であれば黒字になる。一方で、委員会出席をこれぐらいにしましたと言いながら、赤字予算を組むというのは説明になっていない。それから、2か月以内というが、3月末の分は4月にもお金が入っているわけで、その経過を全然説明しない。5月末にならなければ分からないというが、今日は5月25日であるから、5月25日現在はいくらということを説明すべきである。」

議長は、先立つ樋口副会長の答弁をもって高木会員の質疑に対する答弁とする旨を宣した。また、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

川村理会員（東京） 「反対意見を述べる。反対の理由は多岐にわたるが、私からは1点に絞って、裁判員制度に反対する立場からの意見を申し上げる。直接的には、議案書7頁の裁判員本部に対する予算割当があることに対する反対となる。執行部は、一貫して裁判員制度を推進してきているが、このこと自体が正されるべきである。制度の施行から3年が過ぎて各種のまとめ報道がされているが、刑事裁判の現場で日々起きていることは刑事裁判の原則を破壊するものである。裁判員制度の推進論者は、この制度の下で裁判がよくなると従来から盛んに言っていたが、何がよくなったのか。この間発表された統計によれば無罪は全然増えていない。薬物の密輸事件を除けば、無罪率は実は逆に減っていると思う。制度の発足によって死刑判決が減るだろうと言っていた人もいたが、死刑の数もほとんど変わらない。むしろ量刑は厳罰化する一方であり、仙台においては被害者が1人しかいない事案で死刑が言い渡されている。審理の中身を見ても、裁判員に負担をかけない、裁判員に分かり易くということばかりを追求して、ひたすら予定に沿った審理をやっている。訴訟は生きものであるとかつて刑訴法の学者は言っていたが、裁判員裁判はとても生きた裁判とは言えるものではない。また、最高裁のアンケートで84%の市民が裁判員はやりたくないと言っており、埼玉などで行われた長期審理では事前の候補者の1割程度しか裁判員として出頭しないなど、裁判員制度は、多くの国民が従っていないという現状がある。これが制度の現実である。私たち裁判員制度の反対運動が東京日比谷で反対の集会を持ったところ、実に950人の市民が圧倒的に結集し、声を強めている。市民の声を聞いて市民とともに歩むというのが日弁連の姿であるならば、この市民の声とともに制度廃止に向かって進んでいくべきである。先日会長は、記者会見で、最高裁の竹崎長官と表現まで同じ、比較的順調に進んでいるというコメントを言っていたようだが、ますます制度の矛盾が噴き上げている。裁判員制度の対象を拡大するなどんでもない暴挙である。絶対に反対である。制度の廃止こそ検討すべきであって制度の推進を前提とした裁判員本部に予算を割くことを前提としたこの案には反対する。」

高木会員（福岡県） 「先ほどの赤字予算について申し上げます。日弁連の活動を支えているのは多くの委員会で一生懸命活動する委員である。一方で委員会活動が盛んで結構だ

といいながら、こういう赤字予算を平気で組んで出席率が上がるとこうなると。言葉を裏返すと、委員会にはなるべく欠席して旅費を使わなくしていただきたいと言わんばかりの予算である。こういう二枚舌みたいな予算には断固反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

【第4号議案】 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

斎藤副会長から、第4号議案について、綱紀委員会の委員及び綱紀審査会の委員の任期はいずれも2年であるところ、綱紀委員会の委員13名及び綱紀審査会の委員5名について2013年3月31日に任期が満了することから、その後任の選任を今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること、並びに、任期中に委員が欠けた場合の補充選任についても同様に今後開催される理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

議長は、質疑及び討論を省略して直ちに採決に入る旨を提案し、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決を行ったところ、第4号議案は、賛成多数で可決された。

【第5号議案】 会則中一部改正（第19条・外国人登録原票廃止に伴う変更）の件

【第6号議案】 職務上の氏名に関する規程（会規第89号）中一部改正の件

【第7号議案】 外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程（会規第90号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「会則中一部改正（第19条・外国人登録原票廃止に伴う変更）の件」、第6号議案「職務上の氏名に関する規程（会規第89号）中一部改正の件」及び第7号議案「外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程（会規第90号）中一部改正の件」を一括して議題に供する旨を提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供した。なお、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

斎藤副会長から、第5号議案「会則中一部改正（第19条・外国人登録原票廃止に伴う変更）の件」、第6号議案「職務上の氏名に関する規程（会規第89号）中一部改正の件」及び第7号議案「外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程（会規第90号）中一部改正の件」について、第171回国会において、住民基本台帳法の一部を改正する法律が成立し、これにより外国人登録原票が廃止され、外国籍の人のうち中長期在留者等である、住所を有する者についても住民票が作成され、住民票の写しが交付されるようになることから、同法が平成24年7月9日施行となることに伴い、日弁連の会則会規を改正することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

議長は、第5号議案、第6号議案及び第7号議案について一括して質疑及び討論に入る旨を宣した上で、質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第5号議案の採決が行われ、挙手により出席者の3分の2以上の賛成多数で可決された。続いて、第6号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。続いて、議長により第7号議案について外国特別会員にも議決権がある旨が確認された上で第7号議案の採決が行われ、挙手により賛成多数で可決された。

【第8号議案】 第64回定期総会開催地を東京都に決定する件

議長は、第8号議案「第64回定期総会開催地を東京都に決定する件」を議題に供し、橋本副孝副会長から、第8号議案について、定期総会はこのところ隔年東京都で行うことになっていることから第64回定期総会の開催地を東京都とすることを提案する旨の趣旨説明があった。

議長は、質疑及び討論を省略して直ちに採決に入る旨を提案し、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決を行ったところ、第8号議案は、賛成多数で可決された。

【第9号議案】 宣言・決議の件「東日本大震災被災者及び福島第一原子力発電所事故被害者に対する支援活動を継続し、確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない宣言（案）」

議長は、第9号議案「宣言・決議の件」のうち「東日本大震災被災者及び福島第一原子力発電所事故被害者に対する支援活動を継続し、確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない宣言（案）」を議題に供し、森山博副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

昨年の東日本大震災及び原子力発電所事故から1年が経過した。被災地に暮らす者は、

巨大地震・巨大津波、放射能の恐怖にさらされ、多数の方が尊い命を失い、家族、住居、生活物資、生業、そして地域社会が失われた。「全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認する憲法前文の言葉が、現実の世界として今ここにあることを思い知らされ、被災地、被災者は、その恐怖と欠乏から未だに免かれずに2年目を迎えている。このような中で開かれた本定期総会において、弁護士、弁護士会、日弁連が何をし、何ができ、何ができなかったか、後年歴史的に問われるであろう。ここに歴史的に問われる社会的責務を自ら問い、確認し、日弁連の決意を内外に宣言するために、この宣言案を提案する。

具体的な取組は8つである。第1に、被災地や各地での法律相談、仮設住宅でのヒアリング、各種ADRでの紛争解決、広域避難者に対する支援活動を継続しなければならない。広域避難者に対する支援は、地方自治体などと情報共有が困難な面もあるが、福祉関係の専門家などとの積極的な連携でネットワーク化を図らなければならない。第2に、いわゆる二重ローンに関して、個人版私的整理ガイドラインは、多数の相談、申立て等がなされているが、5月21日時点で未だ17件しか成立していない。ガイドラインの更なる広報、周知を図り、改善を求めていく。第3に、法人の債務に関しては、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の二つの債権買取の枠組みが作られたが、前者は4月時点で11件程度の債権買取にとどまり、後者は本年3月5日に開設されて第1号の債権買取が最近出されたばかりである。二重ローン解消に向けて既存の枠組みを使いやすく改善しながら、十分に活用し、実効的成果を確実に上げることが求められる。第4に、今後求められる活動として復興まちづくりに関する支援がある。復興の主体である被災者の意見を復興計画やその実施に十分反映させるため、建築士、土地家屋調査士などの多数の専門家と連携し、法的な見解を提供し、多数の法律問題について説明・調整する活動が求められる。第5に、当連合会はこれまで災害弔慰金の支給等に関する法律の改正、民法の相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する法律改正、個人版私的整理ガイドラインの創設、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の制定、原子力損害賠償紛争審査会指針に対する提言、原子力損害賠償紛争解決センターの設置等、各種立法提言、法律改正の提言、政策提言などを行い、その実現を見てきた。今後の立法提言として、災害復興活動の基本原則を定めた災害復興基本法の新設を求め、既存の災害救助法、被災者生活債権支援法の抜本的見直しを求めていく。第6に、原子力発電所事故被害者に対する完全賠償の実現に引き続き取り組む。原子力損賠賠償紛争解決センターには、毎月400件の申立てが寄せられ、今後ますます増えると見込まれ、その組織体制の充実が急務である。仲介委員、パネル調査官の待遇改善も重要問題である。また、東京電力に対しては、直接請求、相対交渉においても総括基準、和解実例を尊重し、速やかな解決に向けて真摯な対応をとるように東北弁連とともに要請している。和解案に裁定機能を持たせる立法も要求していく。第7に、国の原子力政策の下で発生した原子力発電所事故被害者に対する人道的援助の第1次的責任は国にあり、損害賠償だけでは限界がある。原子力発電所事故被害者に対する援護法等の特別

立法は、より実情に即したものである必要がある。同法は、与野党による法案の一本化作業が終わったものの、まだ法案成立の最終段階にある。日弁連は、5月29日、参議院議員会館で同立法を求める緊急院内集会を開催する。第8に、福島第一原子力発電所事故は、国民の多くが信じてきた原子力安全神話を崩壊させ、原子力科学技術に対する国民の信頼を不安に変え、その信頼回復は容易ではない。日弁連は、2000年人権擁護大会において「エネルギー政策の転換を求める決議 - 原子力偏重から脱原発へ - 」を採択して原発の新增設の停止と既存の原発の段階的な廃止を求め、昨年7月15日にも原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書を採択し、脱原発に向けての道筋を提言している。しかし、今回の原発事故の原因、発生機序はいまだに解明されておらず、安全指針の見直しもなされていない。今回の原発事故により、原因を徹底的に解明し、それを踏まえた安全基準による適正な審査により確実な安全性を確保すべきという教訓を学んだはずであり、その教訓が生かされない限り、原子力発電所の再稼働を許すわけにはいかない。

趣旨説明は以上であるが、理事会における質問・意見を2つ紹介する。1つ目に、安全性が確保されたら再稼働してよいのかという質問があった。事故の原因が検証できて、チェック機関ができて、住民が了承し、安全性が確実に確保されたら再稼働を認めるというのが日弁連の基本的立場であるが、政府や既成機関が安全といえばそれだけで安全となるものではない。事故原因の正確な理解を踏まえ、確実な安全性が担保できる審査基準が設定され、公平な審査がなされることが必要であり、行政の判断ではなく、司法の判断が必要となることもあり得る。2つ目に、原発が停止して電力を賄えるのか、病院などの停電は人命にも関わるといった意見があった。設備容量を見る限り関西電力などもギリギリで足りると考えており、余裕を持って対応するためには、既にあるように電力料金を昼夜で分けてピーク時を特に高くすることや、緊急時に電気を切ることのできる事業契約を割引料金で売り出すなど経済的誘導措置を通じて節電への協力を高めることも可能である。緊急時には、昨年度の関東圏のように大口需要家に節電を要望する措置もあり得る。停電が避けられない場合も病院などはディーゼルなどを配置して停電を避ける方法はあるはずである。再稼働の困難性を前提としたきめ細かい対策で最悪の事態を防ぐことは十分に可能である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

亀井正照会員（大分県） 「1点目に、この宣言案の下から7行目に『教訓を忘れ』とあるが、3行上は『原因は明らかではない』とある。忘れるということはあることを前提にしており矛盾ではないか。『教訓を得ることなく』などとせずに『忘れた』とした趣旨をお聞きしたい。2点目に、宣言案にも記載のある去年の7月15日付けの意見書など『安全基準について国民的議論を尽くし、その安全基準に』というのが日弁連の立場だったと思うが、宣言案の下から3行目では『国民的議論を尽くした上での』という文言が入って

いない。あえて省いたのか。」

森山副会長 「1点目は、教訓として受け止めなければならないと考えており、その教訓を忘れるという言い方になっている。質問者のような考え方をしなかったということである。2点目は、国民的議論は十分していただかなければならないし、いわゆる住民の同意を得るためにもそのような機会が大いに設けられるべきであり、意識して外したわけではない。この点は、検討して討論の前にお示ししたい。」

高橋春男会員（仙台） 「事実上の訂正の提案となる。議案書33頁に仙台弁護士会の震災ADRについての記載があり、『震災のわずか12日後から開始した』との記載があるが、これは客観的事実と違っている。実際に開始したのは平成23年4月23日であり、ここは本来43日後としないと、客観的事実と違ってしまう。」

藤田城治会員（第二東京） 「趣旨説明で紹介された理事者会の質問に対する回答の中で『住民の同意があれば』という点があったが、執行部は、住民というのはどのような範囲をお考えか、見解をお聞きしたい。」

森山副会長 「この宣言案の執行先とも関連するが、少なくともその原発が立地する自治体及びその隣接自治体というものを現在のところ考えている。」

ここで、森山副会長から、先ほどの質疑を踏まえ、議案書31頁の下から3行目の「安全基準による」を「安全基準について、国民的議論を尽くし、それによる」に字句修正し、議案書33頁の下から10行目の「わずか12日後」を「1か月余り後」に字句修正する旨の提案があった。

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

本多哲夫会員（福島県） 「賛成意見を述べる。福島県の人口約200万人のうち現在15万人が避難している。県内に9万人、県外には、山形県の1万3,000人、新潟県の8,000人をはじめとして全ての都道府県に6万人が避難している。大分県にも180人、九州全体で1200人の福島県民がお世話になり、住居の提供など多くの支援をいただいている。弁護士会関係の援助も、近隣単位会や東京三弁護士会のほか、全ての単位会、ブロック、日弁連から物資両面の御援助をいただいている。特に近年に震災を経験されている新潟県から安定感のある援助をいただいております。郡山市では、大震災から僅か1か月後の4月11日から毎日4名の東京三弁護士会の先生方が、2000人を収容していた郡山市内で最大の避難所に来て活動して下さいました。被害者にとって心強

く、私たちにも励みになった。被災地の岩手、仙台などの会員も共通の思いであると思う。改めて御礼申し上げます。

原発に関する本議案については、確実な安全性が確認されない限り再稼働を許さないこと、できる限り廃炉を早く実現するべきであるという点に賛成である。理由は次の4点である。まず、第1に、放射性物質の特性である。放射性物質が人間に対して極めて毒性が高く、不安定性があること、無害にする技術が確立されておらず、無害化には10万年から100万年かかる。第2に、日本は地震大国である。プレートの関係で日本列島に地震が多いことは明らかであり、今回の地震でも東北地方の地面全体が何メートルも動いている。原発は配管が何キロメートルもあり、これだけ地震の多いところで原発を稼働することは非常に問題である。第3に、人間が関わることではいろいろな問題が起きる。人は、ミスをする、忘れる。ベントの仕方が分からない、非常用冷却装置の使い方が分からない、経済性を重視する、今までの間違いを認めないために改善もしない。東北地方では西暦896年に貞観地震という今回の地震に匹敵する大きな地震があったことが1980年頃には地質調査によって証明されていたが、東京電力はこれを知って何らの対策も講じなかった。第4に、電気を作る方法は原子力以外にも他にもある。このような理由から本議案に賛成する。」

森川文人会員（第二東京） 「反対意見を述べる。現在、廃炉になった原発を除いて50基の原発全てが停止している。これは民衆が止めさせたものである。一方、大飯原発の再稼働をめぐる緊迫した情勢が迫っている。原発の再稼働には絶対に反対していく。全原発が停止している今、我々が求めるべきは全原発の廃炉である。このようなときに、こんな宣言案を出すことは許されない。今さら確実な安全性が確保されない限りなどという留保を付けることは、原発を容認することと同じである。国民的議論など、街頭の集会やデモによってとっくに結論が出ている。昨年9月19日の6万人集会、今年3月11日の郡山集会、5月5日のさよなら原発集会。日弁連は、原発は絶対いらないという日本中の声を無視するのか。今でも実態が不明確なまま被ばく労働が継続し、子どもの高線量被ばくが深刻化し、10万人以上が故郷を追われている。WHOの発表によれば、政府の発表よりずっと高い被ばく数値が算出されており、昨日の東電の発表ですら放射性物質の放出量はチェルノブイリの5分の1に迫る数値である。原発事故の終息などするはずがない現時点において、日弁連は何をもって確実な安全性の確保というのか。なぜ絶対再稼働を認めないと言わないのか。そもそも核分裂では必ず多量の放射性物質が生み出され、これにより有害有毒な放射線が放出されることは化学的な処理では変えられない。廃棄物の地層処分には数万年かかる。安全など誰も保障できない。人類と核、原発は共存できないのである。安全性、安全基準という議論は虚偽であって、原発の存続を認める議論でしかない。

また、この宣言案には、安全神話に加担し、原発を容認、推認し続けてきた裁判所に対する責任追及が一切ない。裁判所は、住民の請求を徹底的に退け、原子力村の一員として

原発政策を推進し、修習生の見学コースにも原発を入れてきた。日弁連がきちんと絶対反対の姿勢をとらなければ、原子力村の一員とみなされても仕方ないだろう。弁護士会は、司法の一画として原発推進を支えてきた最高裁の責任を徹底追及する責任がある。この宣言案は、被災者の救済と復興支援を強調するが、救済であれば原発廃止を強く求めるべきであり、損害賠償では本質的には何も解決しない。原発の存在を否定せずに救済を行うなどというのは欺瞞である。また、今政府の復興構想は、基本的にいわゆるショックドクトリン、惨事便乗型資本主義である。震災にかこつけて大資本、大企業優位の地域産業独占を推進する新自由政策である。ここを徹底的に叩かずにして、被災者の生活の再建などあり得ない。民衆が原発に徹底的に反対するのは、私たちの子どもの未来がかかっているからである。事故の起こった今、廃止しないのはあまりにも未来に対して無責任だからである。だから、私は、昨年来、原発廃止、そして裁判所の責任の追及を求めて臨時總會請求運動を行ってきた。こんな欺瞞的な宣言ではなく、全ての原発の廃止を求め、裁判所の責任を徹底的に追及することが日弁連に求められている。私は、この宣言案に反対する。」

岩淵正明会員（金沢） 「賛成意見を述べる。この宣言案は、昨年7月の意見書に沿った延長線にあるものと理解をして賛成する。つまり、日弁連は、昨年7月の段階でいくつかの原発について即時停止を既に求めている。今回の宣言案は、昨年7月の意見書で直ちに廃止すべきとした原発以外の原発について一つの立場を鮮明にしたものとの理解から賛成する。私が所属する金沢弁護士会も石川原発の再稼働に対してこの宣言案と同じような形で会長声明を出している。大阪、愛知県、佐賀県の各弁護士会も会長声明を出されているが、今回の宣言案と同じような形であり、多くの会内、弁護士会の意向は、今回の日弁連の宣言に沿う趣旨のものと理解する。また、この宣言案では専門家の方の意見、例えば斑目原子力安全委員会の委員長の発言などが引用されているが、特に注目したいのは、政府の閣僚による新しい判断基準が出た後に、国会の事故調査委員会の黒川委員長が4月18日出したコメントである。そこでは、政府の策定した判断基準の対策は暫定的な原因分析に基づくものとされ、原因がはっきりしないままに暫定的な事故原因でいいのかとされている。例えば、なぜ2号機から大量に放射性物質が放出されたのかまだ分からない。それからどんどん水を足しても水位が想定よりも確実に低いのはどこから簡単に漏れているからだがこれも分からない。こんな中で再稼働等ほとんどないと黒川委員長のコメントにあるのである。その他、政府の判断基準は、福島原発事故と同じ事故シーケンスという前提がついており、異なるケースで事故が発生したらどうするのかについて触れられていないと指摘されている。また、安全稼働のために必要な免震重要棟やフィルター交換があるベント装置や住民避難計画の防災といったものが全部先送りされており、政府の言う判断基準の想定を超える災害が来た場合に対策ができていないことも指摘されており、結論的には、今の政府の判断基準で原発の安全性を確保するのに十分かどうかは言えないと明確に言っておられる。専門家を含む国会の事故調査委員会の委員長が、明確に今の政

府の判断基準を批判しているのであるから、この点からも、この宣言の趣旨は大変重要であって、是非今の段階で弁護士会として明確に再稼働問題について意思表示をすることは必要である。そういう時期であると思い、賛成の意見を述べる。」

吉田孝夫会員（宮崎県） 「反対意見を述べる。私は、この決議案を見てイラク復興支援特別措置法を思い出した。この決議案には、復興支援ということで美辞麗句が連ねられているが、その陰でいろいろな問題が隠蔽されている。宣言案には、現在でも約10万人の住民が居住地域への立入りを禁止されて避難生活を強いられている等々、極めて重大な人権侵害であると書かれているが、一体誰が人権侵害をしているのか、どういう態様で人権侵害をしているのかが抜けており、隠蔽されている。この事態は、原発が建設され、いろいろな反対運動にもかかわらず、それを推進してきた立法、行政、そして裁判で国策を支援してきた司法によるものである。これ自体が重要な人権侵害だというべきではないか。今現在、日本全国に原発が存在すること自体が重要な人権侵害で、日本の国民全員が非常な危険にさらされているということをはっきり認識するべきではないか。これらをはっきり認識すれば、先ほどのいろいろな賛成意見は、この宣言案に対する反対意見ともとれる。安全を確認した上で再稼働をするというのが、立法・行政・司法が推進してきた国策に対していい加減な安全宣言をしてきた学者たちが再度、安全宣言をしても信じられるはずがない。日弁連は、問題の本質を隠蔽することなく責任をはっきりさせると、そして全原発を廃止するということを宣言しない限り、日弁連の立場を問われると思う。」

藤田城治会員（第二東京） 「本宣言案のうち、特に最後の再稼働に関する部分に反対の意見を述べる。反対の理由は大きく分けて2点、安全性に関わる部分、そして司法の責任追及の視点を欠いているという点である。確実な安全性というものがおよそ期待できないことは先ほどの森川弁護士などの発言のとおりだが、私から付け加えたいことは、事故時だけでなく、平時の原発の稼働でも被ばく労働を絶対欠かせず、被ばく労働者を生み続けるということである。最近、原発での労働者、特に下請労働者の非常に過酷な労働状況が話題になっている。原発平時の除染活動として、徹底的な雑巾がけ、拭き取り掃除が行われているが、手袋や防護服を着ないでやらされているケースもあると聞く。そして、この労働に東電が日当10万円を出す場合でも数次の下請により末端労働者の日給は1万円前後だという。平時の原発の稼働でも高い線量の被ばく労働が必須であり、多層的な下請搾取が必然的に再稼働に伴う。そして、これが可能なのは、危険性に関する情報をひた隠しにして、政府、電力、マスコミが原子力は絶対安全というキャンペーンを張ってきたことにある。原子力安全委員長の斑目氏は、全電源喪失の対策をしなかったことを『割り切り』と言っていたが、被ばく労働もこの割り切られた危険性の一つである。政府は、終息宣言を出したが、現実には多くの人に被ばく労働をさせて現状を維持している状態である。我々は、今後50基以上の原発を廃炉にする課題に直面しており、この廃炉作業もこ

れまで以上に膨大な被ばく労働が必要になる。昨年7月の日弁連意見書にあった安全性に関する国民的議論はもう尽きている。確実な安全という言葉には、必ず、嘘、隠された危険、割り切り、危険の切り捨てがある。そこに目をつぶることはごまかしというしかない。そして、もう1点、司法の責任追及の点である。先ほど紹介した斑目氏の発言は、浜岡原発訴訟での証言である。多くの住民らが指摘した具体的な危険性を割り切ることで原子力政策は進められ、それを司法が追認し、お墨付きを与えてきたことは明らかである。誰が、どのようなことをやって、この地震列島に54基もの原発が密集する異常な状態を招いたのかを明らかにせずには原発政策の総括はできない。司法の一画にいる弁護士が裁判所の責任追及を宣言すべきである。執行部案でも、現在の原発では確実な安全性が確保されていないことが触れられているが、裁判所はこの原発を安全だという判決を出したのだから、それを批判することには何ら躊躇はいらない。私は、この司法の責任追及を欠いた点でも本議案に反対する。」

議長は、討論を終了し、採決に入る旨を宣した。なお、本議案については、議案書31頁の下から3行目の「安全基準による」を「安全基準について、国民的議論を尽くし、それによる」に、議案書33頁の下から10行目の「わずか12日後」を「1か月余り後」にそれぞれ字句修正する旨の修正提案があった。

挙手による採決の結果、第9号議案のうち「東日本大震災被災者及び福島第一原子力発電所事故被害者に対する支援活動を継続し、確実な安全性が確保されない限り停止中の原子力発電所の再稼働を許さない宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

【第9号議案】 宣言・決議の件「秘密保全法制に反対する決議（案）」

議長は、第9号議案「宣言・決議の件」のうち「秘密保全法制に反対する決議（案）」を議題に供し、樋口副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

この決議案については、御承知のとおり、各弁護士会、各会員の尽力により既に運動が開始されている。経緯としては、2011年1月から秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議というものが結成され、同年8月に『秘密保全のための法制の在り方について（報告書）』が提出され、法制化が着手されるに至っている。日弁連は、いち早く対策本部を立ち上げて反対運動を展開してきた。秘密保全法制の問題点については議案書48頁以下に記載のとおりである。尖閣列島の漁船衝突事件が契機となっているが、情報漏洩について既に自衛隊法の改正その他を含めて重罰化が実施されており、新たな立法の必要性はないと考えられる。そして、特に問題なのは、「特別秘密」という新しい概念である。これは、かつて廃案となった国家秘密法案における防衛機密、国家機密に加えて、公共の安全及び秩序に関する秘密というものにまで拡張されている。また、行政機関が自ら特別

秘密を認定することとされており、特別秘密にアクセスすることも処罰の対象とされている。適性評価制度は、この秘密にアクセスする者について、具体的なプライバシーにわたる情報を管理し、アクセスの可否を判断しようとする制度であり問題がある。さらに、刑罰の対象となる行為のうち、特定取得行為については「社会通念上是認できない行為」という不明確な概念を含んでおり、罪刑法定主義に明確に反すると思われる。

日弁連は、国民の知る権利を擁護し、国民主権を行使するために、情報公開を求めている。これに対立して秘密保全法制が定立されようとしている。諸外国との関係から防衛条約秘密というものを制定せざるを得ないことがあるとしても、自衛隊法その他必要な処罰の強化によって十分に対応できるものである。福島原発事故に関する情報が特別秘密に該当したらどうなるのかと考えると、このような法制は基本的人権に対する侵害が重大であると考えざるを得ない。よって、本決議案を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

高木会員（福岡県） 「今の趣旨説明では、この決議案と文章的に違うところがあった。趣旨説明では、罪刑法定主義に反するという説明だったが、この決議案では「おそれがある」とトーンダウンをしている。なぜそういうトーンダウンになったのか。次に、特別秘密の概念について、一方では不明確だとして罪刑法定主義違反と書いて、もう一方では特別秘密の概念は曖昧で広範囲だと、わざわざ構成要件が曖昧なことを使い分けて表現しているのはなぜか。それから、適正評価制度は、プライバシー等の情報を『調査するところ』と書いてあるが、これは『調査するものであるところ』の意味だと思う。また、その後に『それに見合う効果も期待できず』という文章があるが、効果が期待できればいいのか。さらに、趣旨説明にあった特定取得行為というのも誠に構成要件が不明確であり、これも罪刑法定主義違反の理由になるところ、それは決議案の方から落ちている。なぜ落としたのか、御説明をいただきたい。」

樋口副会長 「トーンが落ちているという点については、まだ法案自体が示されていないということもあり、若干のトーンダウンがあるということで御了解いただきたい。」

議長は、高木会員の質疑について、その他の点を字句修正の提案と認め、執行部に字句修正の有無を確認したところ、樋口副会長から字句修正をしない旨の答弁があった。

古賀和孝会員（福岡県） 「この提案理由の49頁の『第4 特別秘密について』には、『1 「特別秘密」の範囲・定義について』があるが、その後に『2』がない。提案理由として『1』だけで尽きているのか、『2』が間違っって落丁しているのか。」

樋口副会長 「提案理由に他の理由があって落丁したということではない。書き方の慣例として正しいようであり、そのまま御了解いただきたい。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

武藤糾明会員（福岡県） 「賛成意見を述べる。福岡県弁護士会では、本年4月28日に西山太吉さんをお呼びしてシンポジウムを行った。西山さんは、1972年沖縄返還時の日米間の密約取材をめぐって政府と対立し、国家公務員法違反、秘密漏洩のそのかきに問議され、最高裁で有罪とされたが、2000年に密約を裏付けるアメリカの公文書が発見された。東京地裁は、西山さんによる外務省に対する情報公開請求訴訟で、日本政府の密約文書が存在すると認定している。民主党は、2010年のマニフェストに、外交文書を含む行政情報の公開に積極的に取り組むこと、情報公開法に国民の知る権利を明記することを掲げているが、政府は、本年2月21日の国会答弁で、密約問題を長期間国民に明らかにしなかったことは遺憾だとしながら、今なお密約文書の存在を公式には認めていない。情報公開を前進させる情報公開法改正案は、国会に提出後もなかなか審議に入らないが、逆に知る権利を葬り去るおそれのある秘密保全法制が着々と準備されている。シンポジウムで、西日本新聞の論説委員長の中川さんは、こんな法案が通ったら調査報道は死滅しかねないと指摘している。福島第一原発のメルトダウンは国民に知らされず、放射性物質の拡散予測情報も逃げるために最も必要な時期に隠された。国が隠したいことこそ主権者である国民が一番知るべき情報ではないか。シンポジウムの挨拶で古賀和孝会長は、法案の契機となった尖閣諸島での中国漁船ビデオの流出こそが秘密保全法の核心であると指摘した。外交関係に関わる捜査起訴方針が一貫しない不手際を隠したいから公開しなかったのであり、国は自分の失敗や不都合こそ隠したいのである。行政機関が自分の失敗や過ちを真っ先に特別秘密に指定し、取材する記者を処罰するばかりではなく、知ったら良心に従って報道機関に知らせてしまうおそれのある者に真相に迫らせず、国民には絶対に漏らさない、そのための幾重にも張り巡らされた壮大な防御網、これが秘密保全法である。情報公開制度を後退させるどころか、制度そのものを葬り去るおそれのある秘密保全法案を国会に上程させてはならない。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案のうち「秘密保全法制に反対する決議（案）」は、賛成多数により可決された。

【第9号議案】 宣言・決議の件「少年鑑別所に収容された全少年への国選付添人制度の拡大、勾留された全被疑者への国選弁護制度の拡大及び被害発生直後から犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設を求める決議（案）」

議長は、第9号議案「宣言・決議の件」のうち「少年鑑別所に収容された全少年への国選付添人制度の拡大、勾留された全被疑者への国選弁護制度の拡大及び被害発生直後から犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設を求める決議（案）」を議題に供し、市丸信敏副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

本決議案は、政府及び国会に対して、第1に全面的国選付添人制度の実現を、第2に被疑者国選弁護の拡大を、そして第3に犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設をそれぞれ強く求めて、少年及び被疑者の権利擁護を目指すと同時に犯罪被害者などの権利擁護のための制度、創設の提言をするものである。

まず、第1は、少年鑑別所に収容された全ての少年に国選付添人制度を拡大することの要望であり、速やかに少年法を改正し、2013年には確実に実施することを求める。少年審判において弁護士付添人は、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断における少年の立場からの手続関与のほか、家庭や学校などで環境調整に努め、少年の立ち直りの支援活動を行うなど、その果たす役割は極めて重要である。しかるに現行制度は、対象事件を重大事件に限定し、裁判所の裁量で国選付添人を付するに過ぎない点で十分ではない。実際、国選付添人が選任されるケースは、2010年で僅か342人であり、少年鑑別所に収容された少年の3.2%にすぎない。また、被疑者国選弁護の対象事件が拡大されたものの、少年の被疑者は家裁送致後に国選付添人が付けられない場合があるという重大な制度的欠陥を来している。全国の弁護士会では、自主活動として全ての少年保護事件に付添人活動をカバーできる体制を確立しており、その利用実績は2010年で7,867件、総額約8億円に達している。これら弁護士付添人の重要性、現行制度の不足と制度的矛盾、そして実際には弁護士の身を切る努力によって付添人制度が担われている現実について、近時にわかに国会議員やマスコミ・世論などの理解が広がりつつある。今や機は熟しており、この機を逃さずに全面的国選付添人制度を実現すべく、第1の部分を提案する。

次に、第2は、勾留された全ての被疑者に国選弁護制度を拡大すること、いわゆる、第3段階の実現を求めるものである。1990年9月、ご当地大分県で始められた当番弁護士制度の全国への拡大、刑事被疑者弁護援助制度、当番弁護士等緊急財政基金等々の取組を経て始まった被疑者国選弁護制度であるが、段階的導入を余儀なくされた。2009年5月から対象事件が拡大されたが、例えば痴漢事件などの軽罪であってももえん罪を生む危険性は高く、捜査機関に身柄拘束されて強制的な取調べにさらされる不利益と不安は、犯罪の軽重を問わず極めて大きい。身体拘束された全ての被疑者の人権保障と適正な刑事手続の確立のために、弁護人による援助の必要性は高く、全面的な被疑者国選制度の実現は、国際人権規約や憲法の要請するところである。日弁連や全国弁護士会は、刑事被疑者弁護援助制度により国選対象外の事件をカバーしており、平成22年度の支出額は4億5,813万円に及ぶ。第3段階への拡大によって、対象事件数は年間で約3万件増加し、年間

合計約10万件程度に達する見込みだが、対応態勢は整っている。よって、本決議をもって、勾留された全ての被疑者に国選弁護制度を拡大することの速やかな実現を強く求める。

最後に、第3は、犯罪被害発生直後から犯罪被害者などを弁護士が支援する国の制度の創設を求めるものである。犯罪被害者らは、突然に事件の被害に遭った上、その直後から、被害届、告訴、告発、事情聴取、報道機関への対応、法廷傍聴や審判傍聴、刑事手続における和解交渉など様々な対応を余儀なくされる。しかし、犯罪被害によって、精神的、肉体的、経済的な負担を強いられている被害者らがこれらの対応を自力で行うことは大変な負担であり、二次被害のおそれもある。そこで、被害発生 of 早期の段階から弁護士が資力の乏しい犯罪被害者らに寄り添い、これらの対応を途切れることなく助力することの必要性は高い。現状の国選被害者参加弁護士制度は、公訴提起後しか援助を受けられず、法廷での活動の援助に限定されており十分ではない。他方、日弁連が平成19年度から平成23年度の累計で約2億4,000万円余りの財政負担をして実施する犯罪被害者法律援助事業は、犯罪発生直後から被害者支援の様々な活動を幅広く途切れなく提供するもので、原則償還も不要であるなど被害者の置かれた境遇に配慮した有用性の高い制度であるが、そもそもこれらは国の責務で行うべきものである。そこで、十分な国費を投じ、日弁連の犯罪被害者法律援助制度を取り入れるような形で犯罪被害の発生直後から被害者らを弁護士が途切れることなく支援する国の制度を創設することを、政府国会に強く要請するものである。

議長は、質疑に入る旨を宣したが、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

橋山吉統会員（福岡県） 「少年事件及び刑事被疑者弁護について賛成意見を述べる。内容及び必要性は趣旨説明で詳細に述べられたので私からは取組の経緯を述べる。2001年2月に、福岡県弁護士会が全国に先駆けて、身柄を拘束された全ての少年に弁護士付添人を付けるという全件付添人制度を導入し、その後、日弁連で全面的国選付添人制度実現本部が立ち上がった。2010年には、福岡県弁護士会総会で決議を行い、シンポジウム開催した。また、本年も多数の国会議員の参加や応援メッセージを得てシンポジウムを開催した。福岡では、少年の就労を支援するための雇用主との連携を持った就労支援ネットワークを立ち上げ、現在200を超える雇用主が非行を犯した少年を積極的に受け入れて少年の就労支援に取り組んでいる。非行の背景に深く踏み込み、全国で6か所目となる居場所のない子どもたちのシェルターを福岡でも開所し、支援にあたっている。一昨日の福岡県弁護士会の総会でも、再度このテーマに関する決議を行った。全面的国選付添人制度は、私自身、また福岡県弁護士会にとって悲願である。いわゆる軽微な事件ほど、少年は誘導によって簡単に虚偽の自白を行うのであり、こうした事件について弁護士が国の費用をもって活動することの重要性は明らかである。この二つの制度を、いずれも本年度中

に実現していただきたい。」

宇都宮妙会員（大分県） 「犯罪被害者支援について賛成意見を述べる。私は、犯罪被害者支援の業務に多く携わっているが、被害者に弁護士費用がかからないと案内することができる日弁連の犯罪被害者法律援助事業が支えになっている。犯罪の被害に遭って大変な状況にある被害者に、更に弁護士費用を要求するなど後ろめたくてとても言えないが、お金がかからないのでいろいろと提案することができる。告訴や示談交渉だけではなく、被害者の方の要望に応じて、被害の再現見分への立会いや身柄拘束中の加害者との面会への付添なども可能になる。犯罪被害者支援は、裁判での被害者参加だけではない。また、犯人が捕まっていなくても不起訴になっても支援が必要である。援助事業を使えば、犯罪発生直後から弁護士が動くことができるので、捜査機関との連携も可能である。そもそも犯罪被害者や遺族がその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することは当然のことであり、被害者の権利保障のための弁護士のあらゆる活動は国の責務である。弁護士費用も国費化すべきことにも賛成する。」

石田亮会員（東京） 「反対意見を述べる。私は、何も身柄拘束されている少年に辩护人付添人が付くなど言うのではない。この決議案では司法支援センターの下で業務を行うことが前提となっていることから賛成できない。決議案にある制度が司法支援センターの下で拡大される限り、国による弁護士の管理、弁護活動、付添活動の管理・強化につながることは明らかである。司法支援センターは、国の管轄下にあつて、そこで行われる弁護士活動は国の監視、監督下でなされることになる。国家権力やその不当な行使に対抗する在野法曹の立場と司法支援センターはそもそも相容れない。今、司法支援センターは、被災地で法律相談を無料化するとやっている。無料化すれば一般の法律相談に来る人がいなくなるのであり、司法支援センターは、被災地の法律相談業務を全て自分たちの指揮下に置くことになる。そういう状況でなされる司法支援センターの活動は、若手弁護士に報酬の低額化、低廉化をもたらす。そして、本当に重要な問題点は、法務省による押しつけ評価がなされ、弁護士活動が正当に評価されないことである。東京の刑事弁護メーリングリストでの情報によれば、当番弁護での接見で被疑者と話して示談の方針になり、国選移行後に示談して釈放させた事例において、司法支援センターは、国選移行後の接見がゼロだから報酬はゼロだと決定した。司法支援センターは、弁護士の仕事内容を審査すべきではないから接見回数で形式的に図るというが、それは、国が弁護活動の審査をすることをごまかすためのものにすぎない。憲法とは国民が国に対して要求する権利であるのに、身体拘束をされている少年の権利の保護を国に委ねるということ自体が憲法上の権利の侵害であり、今までの弁護活動・付添人活動の変質以外の何物でもない。次に、被害者参加についてである。そもそもこの決議案は、被疑者被告人・少年の権利と被害者の問題をどうして同じ決議案で行うのか、全く理由が分からない。本来、相反する話である。私は、犯罪

被害者が一般の不法行為と同じように被害回復をするということに反対するものではないが、これを刑事裁判に持ち込むことには断固反対する。そもそも無罪推定なので、刑事裁判が刑事判決を確定するまで犯罪被害者であろう人がいても犯罪被害者は存在しない。それが証人ではなく犯罪被害者として刑事裁判に参加するということは無罪推定に反することであり、近代刑事司法に反する。刑事裁判は、国家の刑罰権の適正な行使を監視するものであって、被害者の被害感情を満足させるものではない。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案のうち「少年鑑別所に収容された全少年への国選付添人制度の拡大、勾留された全被疑者への国選弁護制度の拡大及び被害発生直後から犯罪被害者等を弁護士が支援する国の制度の創設を求める決議（案）」は、賛成多数により可決された。

〔第9号議案〕 宣言・決議の件「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議 - 真の司法過疎解消に向けて - （案）」

議長は、第9号議案「宣言・決議の件」のうち「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議 - 真の司法過疎解消に向けて - （案）」を議題に供し、小川恭子副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

当連合会は、1990年代からいつでもどこでも誰でも良質な司法サービスを受けられる社会を目指して司法改革に取り組んできた。この取組は、憲法32条の裁判を受ける権利の実質化を目指す取組である。裁判を受ける権利は、裁判所にアクセスする権利の保障が前提となり、そのためには弁護士が身近に存在し、いつでも必要な法的サポートを受けることが可能な態勢が求められる。このような見地から、当連合会は、1996年のいわゆる名古屋宣言以来、日弁連ひまわり基金を設置して財政的基盤の整備を図り、弁護士過疎地域での法律相談センターの設置やひまわり基金法律事務所の設置や展開を進めてきた。また、2007年以降、弁護士過疎地域よりさらに広い弁護士偏在解消対策地区を設定し、弁護士過疎・偏在対策に全力を挙げて取り組んできた。その結果、法律相談センターの開設は300か所以上、ひまわり基金から援助を受けている法律相談センターは約140か所となった。また、ひまわり基金法律事務所の開設は累計で111か所となった。経済的支援の利用による弁護士の少ない地域での弁護士事務所の開設も130か所以上に及んでいる。一方で、国も2006年から日本司法支援センターの業務を開始させ、司法過疎対策のための地域事務所を設けて、スタッフ弁護士を配置するなど司法過疎解消の役割を担うことになった。このような積極的な取組を経て、2011年12月には全国の地方裁判所支部管内における弁護士ゼロワン地域が、ついには一旦解消を見た。

しかし、司法基盤整備という面では、現に裁判官、検察官の常駐しない支部が多数存在し、非常駐の支部では緊急性の高い事件が直に対応できないばかりでなく、一般の裁判や調停でも期日がなかなか入らない事態が生じている。また、そもそも支部では労働審判や民事執行などの一定の事件の取扱いができないなど本庁への機能集中による新たな問題も生じている。そのため、司法基盤整備の面ではむしろ後退している現状にあり、法律扶助に関しても多くの課題が山積している。一方で、当連合会の弁護士過疎・偏在への取組も、例えば、過疎・偏在問題を地方裁判所の支部単位で考えることの不合理性や、アクセスの不便性、具体的にニーズを考慮した法律事務所の設置の必要性などが指摘される。法テラスや自治体などと連携しながら法的サービスの提供態勢を一層整備するとともに、法律扶助の利用が可能となるよう整備することが課題である。また、財政的負担も検討しなければならない。本決議案では、これらの課題を最初に掲げるとともに、国に対する司法基盤の整備と充実のための施策や法律扶助予算の増額と対象案件の拡大などを求め、自治体に対して地域住民への司法サービスの実施とその態勢の整備のために必要な措置を求めている。

議長は、質疑に入る旨を宣したが、質疑を希望する者がいないことを確認し、討論に入る旨を宣した。

田中俊夫会員（熊本県） 「賛成意見を述べる。熊本ではこの10年間に弁護士が倍増し、県内の6つの支部のうち5つあったゼロワンが全て解消されたが、これで本当に弁護士や司法が身近になったと評価できるだろうか。一般の人にとって弁護士はまだまだ縁遠い存在である。特に支部を中心とした司法過疎地では、まだまだ深刻な問題がある。弁護士過疎との関連では、この10年間に増加した弁護士の大半は本庁管内に事務所を構えており、支部に事務所を構えた弁護士の割合は極めて小さい。また、裁判所の支部自体が空洞化を続けている。6つの支部のうち2つの支部には、裁判官は常駐していない。もちろん6つの支部では労働審判等も行われていないが、加えて以前やっていた通常管財事件や執行関係事件もほとんどが本庁に集約されている。ゼロワンが解消しても、弁護士が増加しても、支部の問題は実は解決をしていないのである。本庁管内のリーガルサービスと支部のリーガルサービスの提供態勢の実態は、むしろ格差が大きくなっている面も否定できない。このような現実を直視し、供給者である弁護士の側の視点ではなくて、利用者の視点に立った法的サービスの供給体制を実現することが不可欠である。」

野村修一会員（第二東京） 「反対意見を述べる。表題に『真の司法過疎解消に向けて』とあるが、私の目からはまやかしの過疎解消だと言わざるを得ない。司法基盤とは国のシステムの問題であるが、この提言案が指摘するように裁判所や検察庁の増員はほとんどなされてこなかった。今までなされてきたのは、弁護士会の自助努力、ひまわり基金法律事

務所の創設、ゼロワンの解消であり、そのための弁護士の増員政策だけである。経済が疲弊して、裁判所や検察官の数、体制というの減衰化し、過払い以外の一審事件数は減少してきている今の状態では、裁判所や検察官の増員は期待できない。また、この決議案では、日本司法支援センター、弁護士会ADRなどが挙げられているが、日本司法支援センターは、援助事業を通じて弁護士を支配下においていく法務省所管の団体である。弁護士会ADRは、仲裁の申立てに時効中断効が認められるために認可を得なければならないものである。この決議案は、弁護士自治が認められていることが司法基盤整備に責任があることの理由とするが、弁護士の自治権は、弁護士が人権擁護や権力に対抗するというその職務の性質から来るものであって、自治権から司法基盤整備に責任を負うというロジックはおかしい。しかもこの決議案は、最初に弁護士会が努力すべきことを掲げているが、真の司法過疎解消のためにまずなされるべきことが裁判所や検察庁の充実であれば、なぜそれを第1項にもってこないのか。そのこと自体、この決議案が欺瞞に満ちているものだと思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第9号議案のうち「より身近で頼りがいのある司法サービスの提供に関する決議 - 真の司法過疎解消に向けて - (案)」は、賛成多数により可決された。

続いて、議長は、報告事項「平成23年度会務報告の件」に関して質疑を諮ったが、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑応答の終了を宣した。

山岸会長から、次のとおり挨拶があった。

長時間にわたる審議に感謝する。あるキリスト者の言葉で「神よ、変えるべきものを変える勇気を与えたまえ。神よ、変えてはならないものを変えない寛容さを与えたまえ。神よ、そのいずれかを見分ける英知を与えたまえ。」という言葉がある。時々思い出す言葉ではあるが、私には残念なことに信仰する神はない。会員のお一人お一人の英知をお借りして、これからの会務執行、誤りなきを期していきたい。

今、まさに転換期・過渡期である。どこをどう変えるのか。どこをしっかりとさらに進化させ、推し進めるのか。あらゆることについて、各地の先生方と意見交換をさせていただき、邁進していきたい。弁護士の内部で争っている場合ではない、外を説得できる議論をしよう、味方になってくれる人たちを増そう、そういう説得力のある議論をしていこうではないか。そして、復興支援は最大の課題であるが、これは被災地の復興にとどまらず、この国のあり方を問うものであろうと思う。行政任せにはいけない。広い意味での司法である我々が何を担うことができるのか、どう役割を果たしていくのか、そのことが問われており、そこに応えていかなければならない。そういうことから会員のみなさんと様々

な幅広い観点で議論をしながらやっていきたい。また、国際化への対応や弱者に対する支援をより深める必要がある。日本にいる外国人に対する法的サービスもまだ不足している。地域性から来るアクセス障害も、専門性から来るアクセス障害も、経済性から来るアクセス障害も解消していく。法の担い手を増やししながら、使いやすい法制度、利用者が安心して使える保険や扶助の制度を充実させていかなければ、国民に対する責務を果たせない。

一方で、司法の基盤整備が遅かったことも事実、ニーズの顕在化が遅れてきたことも事実である。したがって、スピードのギャップを埋めなければならない。その意味で合格者数の減員も具体的に取り組んで実現を図らなければならない。この両方を負うことは、時に難しい局面となることもあるだろうが、しっかりと議論し、国民、有識者、マスコミの方々に理解してもらう努力をみなさん御自身が各地で御努力いただかなければ、力として不十分だろうと思っている。冒頭に、常在戦場という言葉を上上げた。私の故郷の河井継之助の書と伝えられる掛け軸の中にある言葉である。常在戦場、まさに日々、我々執行部も戦いである。先生方のお力をお借りしながら、厳しい戦いを戦い抜いていきたいので、是非とも御指導、御支援を頂戴したい。本日は、貴重なお時間をいただき有意義な総会を終えることができたことに、心から感謝申し上げて締めめの挨拶とさせていただきます。

以上をもって、すべての議事が終了し、議長が散会を宣し、第63回定期総会は閉会した。

以上
(調査室囑託 奥 国範)